

平成 27 年度 第 1 回大台ヶ原自然再生推進委員会 持続可能な利用（ワイズユース）  
ワーキンググループ・大台ヶ原の利用に関する協議会 合同検討会

議事概要

■日 時 平成 27 年 10 月 8 日(木)13:30～15:30

■場 所 奈良商工会議所 3階 301 会議室

■出席者

<大台ヶ原自然再生推進委員会 利用ワーキンググループ委員>

氏 名	所 属
田村 義彦	自然を返せ!関西市民連合
日比 伸子	橿原市昆虫館 統括調整員
真板 昭夫	北海道大学 観光学高等研究センター特任教授
吉見 精二	地域観光プロデュースセンター

<大台ヶ原の利用に関する協議会>

氏 名	所 属
棚橋 昭人	奈良県くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 自然公園係長
遠藤 学	上北山村地域振興課 主幹
堀谷 敦	川上村地域振興課 主事
中谷 守孝	上北山村商工会 会長
金岩 修平	〃 経営指導員
岩本 泉治	特定非営利活動法人森と人とのネットワーク・奈良 理事

<事務局>

氏 名	所 属
榎本 和久	近畿地方環境事務所 国立公園課長
蒲池 紀之	〃 自然再生企画官
安生 浩太	〃 国立公園課 係員
菅野 康祐	〃 吉野自然保護官事務所 自然保護官
小川 遙	〃 〃 自然保護官補佐
平田 裕	ソシオエンジニアリング株式会社 代表取締役
西上 久遠	〃 課長

■議 事

- (1) 大台ヶ原の利用動向について（報告）
- (2) 西大台利用調整地区の利用者アンケート結果について（報告）
- (3) 大台ヶ原におけるガイド制について

## ■議事概要

(1) 大台ヶ原の利用動向について(報告)及び(2)「西大台利用調整地区の利用者アンケート結果」について事務局から説明

### (3) ガイド制について

大台ヶ原では、様々な要因により森林生態系の衰退が進行し、利用者数の増加や歩道以外の立ち入りによる下層植生の踏み荒らし等、利用者のマナーの低下等が見受けられ、景観への影響が懸念される状況であった。環境省では、平成18年に西大台を利用調整地区に指定する等、大台ヶ原の持続可能な利用に向けた対策を行っており、自然環境への影響の軽減を図りつつ、より質の高い自然体験を享受する手段のひとつとして、ガイド制の導入を検討している。

ガイド制の導入に関して、大台ヶ原自然再生推進委員会持続可能な利用(ワイズユース)ワーキンググループ委員及び大台ヶ原利用に関する協議会構成機関より出された主な意見は以下のとおり。

#### ○ガイド制の意義・目的

- ・自然環境の保全と利用の適正化が必要。その方法の1つとしてガイド制の導入がある。それを目的の中に書き込むべき。
- ・ガイド制の導入が結果として地域振興に役に立つと思うが、それを第一義的な目的とするのはよくない。
- ・ガイド制を通じて「どのエリアには入れて、どのエリアには入れないのか」ということを一般の人たちにも周知徹底し、より認知させることも意義・目的の1つ
- ・利用調整地区では、ガイド同行を推奨し、将来的には義務付けるのが理想的ではないか。

#### ○目標とするガイドの姿

- ・「利用者にはこういうふう到大台の自然を伝えなければいけない。」「素晴らしさを伝えないといけない。」「リピーターにつなげないといけない。」「それができるガイドを育てないといけない。」という考え方に違和感を感じる。ガイドは経済活動であり、当然それぞれに個性があって然るべき。
- ・西大台の利用者は、お金を払い、事前登録までしてやって来る。事前に理解して来る人たちである。それに対して、インタープリテーション、いわゆる「自然観察会の手法」をそのまま持つてくるのが果たして適切かということを検討するべき。
- ・実際に西大台や東大台でガイドをやっているが、「しゃべり過ぎる」という苦情が結構多い。しかもこれは「質の高い」、「レベルの高い」解説員ほどそういう苦情がくる。あれもこれも教えるというのはガイドの本来の姿ではないと思われる。
- ・インタープリター制度というのは「言うは易く、行い難い」やり方。直訳すると通訳となるが、自然を通訳することはできない。やり過ぎるとそれは押し付けになる。
- ・ガイドのクオリティーは様々。ここで言うクオリティーというのは解説の上手下手ではなく、さまざまな分野において得手不得手があるということ。同じ大台ヶ原という自然の中でも、利用者が大台ヶ原に来る目的は人それぞれ違っており、様々なガイドがいてよい。
- ・ガイド登録の際には、必要最低限な事柄のみ教え、後は各ガイドの資質に任せる。むしろ大台ヶ原では多様なガイドを揃え、それを選ばせる仕組みを作ることが得策なのではないか。

⇒(事務局) 目標とするガイドの姿は「人と自然をつなぐ橋渡し役」を想定

ガイドにはプロとしての仕事をしてもらうことが前提で、その力量によりガイド間の差(淘汰)が発生する。登録ガイドには講習会等を通して大台ヶ原の情報を提供するとともに、最低限利用者に伝えてもらいたいことを提示する。その後は、プロの仕事として自分の個性、スタイルを発揮してもらえればよいと考える。

## ○ガイド制の対象範囲

- ・西大台と東大台では性格が全然違っているが、ガイド制の対象はどのようなものなのか？  
⇒（事務局）西大台を中心とした大台ヶ原を対象範囲としている。西大台と東大台ではガイドイン  
グの性質が異なるが、性質が異なるから同じ人が対応できないかという、必ずしもそういう話  
にはならないと考える。
- ・西大台では「ガイド同行の義務付け」を、将来的な目標、あるいは理想としているのか。  
⇒（事務局）今のところ想定していない。

## ○ガイド制の仕組みについて

- ・登録ガイドには何かプラスアルファ的な要素が必要。「普段は入れないが、登録ガイド同行なら入  
ってもよい」という「サービスのステータス」を与えることが非常に大切
- ・登録ガイドには「胸章、バッジ、ジャンパー」のような道具も大事。また公開するホームページに  
は、顔写真だけでも30～50人分は並べておく。未登録のガイドに「登録しないと置き去りになる」  
と思わせること、また、バスツアーの催行者にも「登録ガイドに頼んだほうがよい」と思わせるこ  
とも必要
- ・登録後のガイドのスキルアップが必要。ガラパゴスでは年1回ガイドを集めてワークショップのよ  
うなことを行っており、試験を経て研修を受けたことを証明する「認証」が与えられる。大台ヶ原  
においても段階的に研修を行い、「持続的に知識や体験を吸収しているガイド」であることを証す  
るステータスを付与し、「普段は立ち入り不可のエリアに利用者を連れて入ることを認める」、あ  
るいは「ガイド料金を高く設定することを認める。」というような仕組みもセットにするとよい。
- ・バスツアーの同行ガイドには、登録申請の際に「最低限守って欲しいことや伝えてほしいこと」を  
条件書として渡し、確約を取ることでガイドのレベルを上げていく。また、地元ガイドについては、  
一から十まで言葉で説明するのではなく、自ら冊子を用意して利用者に渡して貰うようにする等ガ  
イドごとに力量、個性、ライフスタイルが違うので、そこはある程度ヒューマンな関係ということ  
で収めるとい形が望ましい。緩やかな部分ときちとした部分を共存させたものにするとよい。
- ・登録ガイド制の運用とは、具体的にどのようなものを想定しているのか？  
⇒（事務局）「大台ヶ原のガイド制ができました。」「登録ガイドと一緒に山を歩くことによって、  
より楽しく、大台を知ることができる、そういう体験ができます。」ということホームページ  
等で広く国民に周知することを想定している。
- ・登録することでガイドの機会が増える、ガイドの利用者が増える等ガイド登録した場合、ガイドの  
立場として何が得になるのか？  
⇒（事務局）ガイドの機会やガイドの利用者が増えることを想定

以上の意見を踏まえながら、次回のコラボ検討会で検討していくこととした。

以上

（文責：近畿地方環境事務所国立公園課 速報版のため事後修正の可能性あり）